

簡易な所得見込額の計算書

（記入上の注意）

「所得が減少したこと」には、定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常の収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当しません。

1 任意の月の収入(1か月)について、申請書の同意欄の世帯構成に記入した収入のある全ての方について記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	左欄の者が扶養する者の数 (1)	当該年度住民税課税状況 (2)	障害者控除等の適用 (3)	任意の1か月で申し立てる場合、その年月 (4)	任意の1か月の収入(5)			年間収入見込額 D×12 (6)	非課税相当収入限度額 (7)
						給与収入 【A】	事業収入又は不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	年 月	円	円	円	円	万円
						収入合計額 A+B+C= 【D】			円	万円
2		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	年 月	円	円	円	円	万円
						収入合計額 A+B+C= 【D】			円	万円
3		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	年 月	円	円	円	円	万円
						収入合計額 A+B+C= 【D】			円	万円
4		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	年 月	円	円	円	円	万円
						収入合計額 A+B+C= 【D】			円	万円
5		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	年 月	円	円	円	円	万円
						収入合計額 A+B+C= 【D】			円	万円

（記入上の注意）

- (1) 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入してください。（扶養控除等申告書で届け出ている人数）
- (2) 「当該年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。
- (3) 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- (4) 「任意の1か月で申し立てる年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、当該年1月から12月の任意の1か月の年月を記入してください。
- (5) 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、当該年1月から12月の任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合に記入してください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類を提出してください。
事業収入又は不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合に記入してください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類を提出してください。
年金収入	※公的年金収入（障害年金及び遺族年金を除く。）がある場合に記入してください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類を提出してください。

- (6) 「年間収入見込額」欄には、D欄（収入合計額）を12倍した金額を記入してください。
- (7) 「非課税相当収入限度額」欄には、(1)欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	168.3万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	209.9万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	249.9万円
配偶者・扶養親族（計5名）を扶養している場合	289.7万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

- （注）扶養人数は、以下の合計人数です。
- ・同一生計配偶者（収入金額103万円以下の者）
 - ・扶養親族（16歳未満の者も含む。）

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

※年間収入見込額が該当する非課税相当収入限度額以下の場合は、ここで終了です。高い場合は、裏面にお進みください。

2 年間所得について、申請書の同意欄の世帯構成に記入した収入のある全ての方について記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	【収入】 年間収入 見込額 (6)	【控除】			【所得見込】 年間所得 見込額 (11)	【非課税相当額】 非課税所得 限度額 (12)
			給与所得 控除額 (8)	事業収入等 の経費 (9)	公的年金等 控除 (10)		
1		円	円	円	円	円	円
2		円	円	円	円	円	円
3		円	円	円	円	円	円
4		円	円	円	円	円	円
5		円	円	円	円	円	円

(記入上の注意)

※「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額（(6)欄）の額を転記してください。

(8)「給与所得控除額」欄は、以下の算定式により控除額を計算の上、記入してください。

ア	A×12か月の額の給与収入分が162.5万円以下	→ 55万円
イ	A×12か月の額の給与収入分が162.5万円超180万円以下	→ 給与収入分×40%－10万円
ウ	A×12か月の額の給与収入分が180万円超360万円以下	→ 給与収入分×30%＋8万円
エ	A×12か月の額の給与収入分が360万円超660万円以下	→ 給与収入分×20%＋44万円

(9)「事業収入等の経費」

ア	事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額を記入してください。
イ	帳簿等の上記の経費が分かる書類を提出してください。

(10)「公的年金等控除」の欄は、以下の算定式により控除額を計算の上、記入してください。

(65歳未満の方)	公的年金等収入分（C×12か月）→ 控除額
	60万円以下 → 公的年金等収入分的全額
	60万円超130万円未満 → 60万円
	130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×25%＋27万5千円
	410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×15%＋68万5千円
(65歳以上の方)	公的年金等収入分（C×12か月）→ 控除額
	110万円以下 → 公的年金等収入分的全額
	110万円超330万円未満 → 110万円
	330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×25%＋27万5千円
	410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×15%＋68万5千円

(11)「年間所得見込額」の欄は、以下の算定式により計算の上、記入してください。

$$\text{年間所得見込額} = (6) \text{年間収入見込額} - ((8) \text{給与所得控除額} + (9) \text{事業収入等の経費} + (10) \text{公的年金等控除})$$

(12)「非課税所得限度額」欄には、(1)欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は、下の早見表から(1)欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者（所得金額48万円以下の者をいう。）」「扶養親族（16歳未満の者も含む。）」の合計人数です。

〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	82.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	110.8万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	138.8万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	166.8万円
配偶者・扶養親族（計5名）を扶養している場合	194.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用